



光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 光町宮川11902 電話 4-1211(代)



銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像
県の文化財指定に

篠本一区の新善光寺(真言宗)に所蔵されている善光寺式三尊が四月六日に県の文化財に指定されました。

この仏像は、三十年に一度御開帳されるだけだったのであまり知られていません。

像高は、中尊の如来像が四七・五センチ、両脇侍は共に二九・五センチです。台座に「弘賢」の刻銘があり、制作年代は鎌倉時代と考えられています。

今回指定の物を含め、県内で九つの三尊像が知られていて、鎌倉時代から室町時代にかけて浄土教が急激に広まったことを示しています。

57 5月号
No. 186